

不適切な運営を防ぐために 【障害・共通】

令和6年度越谷市障害福祉サービス集団指導
福祉部福祉総務課

1. 指導監査の種類

- 障害福祉サービスの指導監査は、
サービスの質の確保 及び **保険給付の適正化** を図ることを目的とする。
- ①**実地指導(運営指導)**：基準条例や報酬告示等を満たしているか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。
- ②**監査**：著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う。
- ③**業務管理体制確認検査**：事業者には義務付けられる法令遵守の業務管理体制に係る「確認検査」（一般検査・特別検査）

1. 指導監査の類型

- 指導と監査の違い

指導…利用者に対するサービスの質の確保・向上を図るため、制度管理の適正化や改善に向けての助言等を行う。

監査…指定基準違反や不正請求等が認められる（疑われる）場合に、行政処分も念頭に、その事実確認を行う。
なお、無通告で事業所に立入りを行うこともある。

1. 指導監査の類型

• 業務管理体制の一般検査・特別検査

対象は、当該指定に係る全ての事業所等が一の市町村／中核市の区域に所在するものに限る。（それ以外は国・県等が所管）

本市では、実地指導(運営指導)に合わせ、法人本部が所在する事業所にて検査を行う。

〔主な指摘事例〕

業務管理体制の変更届出をしていない。

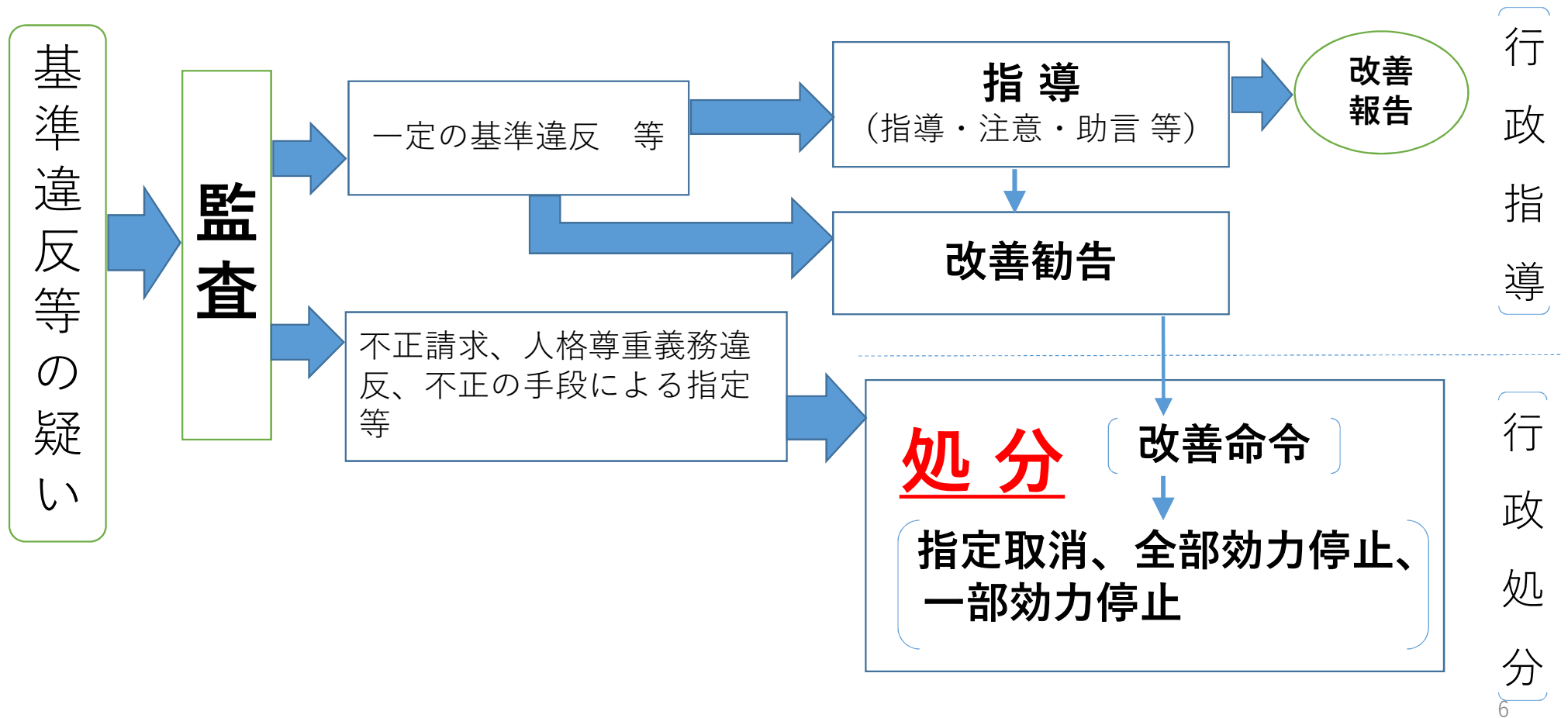
(補足説明)

法令遵守責任者の変更や氏名の変更、所在地等の変更がある場合にも届出が必要になります。どちらも障害福祉課又は子ども施策推進課に届出を行ってください。

2. 令和6年度実地指導(運営指導)の重点事項

- ①基準条例に規定する人員基準を満たしているか。
- ②基準条例に規定する運営基準（特に、事故防止、虐待防止・身体拘束廃止、非常災害対策等、感染症対策、業務管理体制整備）を満たしているか。
- ③報酬告示等に基づき、報酬の請求を適切に行っているか。

3. 監査による処分（フロー図）



3. 監査による処分（全国）

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等の実施状況の推移

単位：事業所等

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定障害福祉サービス事業者等	集団指導	56,485	75,680	84,515
	実地指導	10,254	11,829	23,752
	監査	381	371	481
指定障害児通所支援等事業者等	集団指導	15,173	21,701	17,137
	実地指導	2,863	3,657	6,078
	監査	203	190	187

・令和4年度の指導及び監査の実施状況。
・全国的に、指定障害福祉サービスの監査件数は増加している。

[厚生労働省資料参照]

3. 監査による処分（全国）

【行政処分の件数】

- ① 放課後等デイサービス事業所 （54件）
- ② 児童発達支援事業所 （30件）
- ③ 就労継続支援B型事業所 （23件）
- ④ 居宅介護事業所（12件）
- ⑤ 生活介護事業所（10件）、就労継続支援（A型）（10件）

・ 令和4年度の監査による全国の処分状況。
・ 全国的には、放課後等デイサービスと児童発達支援の処分件数が多い。
次いで、就労継続支援B型が多い。

【行政処分した法人種別】

- ① 営利法人（株式会社）（108件）
- ② 営利法人（合同会社）（31件）
- ③ 特定非営利法人（NPO）（18件）
- ④ 社会福祉法人（12件）
- ⑤ （一般・公益）財団・社団法人（5件）

・ 令和4年度の監査では、全国的に不正請求による処分件数が多かった。

【行政処分した主な事由】

- ① 不正請求 （88件）
- ② 不正又は著しく不当な行為（36件）
- ③ 虚偽報告（35件）
- ④ 虚偽申請（27件）
- ⑤ 人員基準違反（22件）

[厚生労働省資料参照]

（注）複数の行政処分した事由が該当する事業所があるため、行政処分件数と行政処分事由の合計は一致しない。

3. 監査による処分（埼玉県内）

指定取消事例①（埼玉県内；R4～6年報道発表順に掲載）

No	報道発表	サービス種別	措置	処分事由	処分の概要
1	さいたま市 令和4年 報道発表	①放課後等デイサービス ②放課後等デイサービス ③共同生活援助 ④短期入所	指定取消	①不正請求、虚偽報告、虚偽答弁・検査妨害 ②不正請求、検査妨害、法令違反 ③不正請求、虚偽報告、法令違反 ④人員基準違反、設備基準違反、法令違反	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者等を適切に配置していなかったにも関わらず、児童指導員等配置加算等を不正に請求し、また、欠如減算等を行わず給付費を不正に請求し、受領した。 ・職員の処遇改善に適切に取り組んでいなかったにも関わらず、処遇改善加算を不正に請求し、受給していた。 ・要件を満たしていなかったにも関わらず加算を不正に請求し、また、サービス管理責任者等を適切に配置していなかったにも関わらず、欠如減算等を行わず給付費を不正に請求し、受領した。 ・職員の勤務記録等について、虚偽の報告をした。 ・監査において、代表者が虚偽の答弁をした上、従業員に対し虚偽の答弁をするよう指示した。 ・同事業者の他事業所において、法令違反があった。②監査において、代表者が従業員に対し、虚偽の答弁をするように指示した。
2	埼玉県 令和4年 報道発表	生活介護 就労継続支援B型	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・職務遂行義務違反 ・報酬の不正受給 ・行政への虚偽報告 ・不正手段による指定 ・障害福祉サービスに関する不当行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の指定にあたり、法人退職後の看護師名で申請し、不在のまま運営した。 ・報酬請求における減額算定をせず、不当な加算請求を行い、不正受給した。 ・監査の際、職員のなりすましや偽装資料で報告をした。

3. 監査による処分（埼玉県内）

指定取消事例②（埼玉県内；R4～6年報道発表順に掲載）

No	報道発表	サービス種別	措置	処分事由	処分の概要
3	埼玉県 令和5年 報道発表	就労継続支援A型	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準違反 ・ 報酬の不正請求 ・ 不正手段による指定 ・ 障害福祉サービスに関する不正行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設当初から、管理者及びサービス管理責任者が5か月間にわたり、不在であった。 ・ 報酬請求における減額算定をせず、不正な請求を行った。 ・ 事業所申請にあたり、明らかに勤務できない者を管理者兼サービス管理責任者として申請し、指定を受けた。 ・ 他の自治体が、同社が運営する2か所の障害福祉サービス事業所に対し、他の事業所で勤務しているサービス管理責任者の名義を使用して指定申請したことを理由に指定の取消処分を行った。
4	さいたま市 令和6年 報道発表	<ul style="list-style-type: none"> ①重度訪問介護 ②居宅介護 	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ①不正請求 ②法令違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護従業者の資格要件を満たさない者(無資格者)に重度訪問介護サービスを提供させ、介護給付費を不正に請求、受領した。1人の利用者に対して1人の重度訪問介護従業者又は無資格が行ったサービスであるにも関わらず、2人の従業者が行った重度訪問介護サービスとして介護給付費を不正に請求、受領した。重度訪問介護サービスを行っていないにも関わらず、行ったものとして介護給付費を不正に請求、受給した。 ・ 居宅介護に関しては、重度訪問介護と一体的に運営する居宅介護についても指定を取り消すもの。

3. 監査による処分（埼玉県内）

一部又は全部効力停止事例①（埼玉県内；R4～6年分）

No	報道発表	サービス種別	措置	処分事由	処分の概要
1	埼玉県 令和4年 報道発表	共同生活援助	一部効力停止(4月)、新規利用者の受入停止	・人格尊重義務違反 ・障害福祉サービスに関する不当行為	・グループホームの入居者に対する性的虐待行為があった。
2	埼玉県 令和4年 報道発表	就労継続支援B型	一部効力停止(1月)、新規利用者の受入停止	・人格尊重義務違反 ・障害福祉サービスに関する不当行為	・パソコンを利用して就労中の利用者の椅子を蹴る身体的虐待行為
3	埼玉県 令和4年 報道発表	①共同生活援助 ②生活介護	①②一部効力停止(1月)、新規利用者の受入	・人格尊重義務違反 ・障害福祉サービスに関する不当行為	・共同生活援助について、事業所内において行動拒否になった利用者をもその場から動かそうとして、利用者のシャツを破る身体的虐待行為があった。 ・生活介護について、住居内において興奮した利用者の行動を抑制しようとして、足をかけて床に倒し利用者の腹部に片膝を乗せる身体的虐待行為があった。
4	埼玉県 令和5年 報道発表	就労継続支援A型	一部効力停止(5月)、新規利用者の受入停止	・人員基準違反 ・報酬の不正請求 ・障害福祉サービスに関する不正行為	・サービス管理責任者が開設当初から6日間不在で、平成28年10月1日から同月28日までの期間も不在であった。 ・サービス管理責任者の不在期間について、必要な減算を行わなかった他、勤務していない職員が個別支援計画を作成し、訓練等給付費を不正に請求した。 ・勤務が不可能な人物をサービス管理責任者に変更する届を提出した。

3. 監査による処分（埼玉県内）

一部又は全部効力停止事例②（埼玉県内；R4～6年分）

No	報道発表	サービス種別	措置	処分事由	処分の概要
5	埼玉県 令和5年 報道発表	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	一部効力停 止(4月)、新 規利用者の 受入停止	<ul style="list-style-type: none"> ・人格尊重義務違反 ・運営基準違反 ・不正手段による指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する身体的虐待があった。 ・児童発達支援管理責任者が利用者に面談して作成すべき個別支援計画を他の職員と作成した。 ・事業所指定にあたり、明らかに勤務できない者を児童発達支援管理者として申請した。
6	埼玉県 令和5年 報道発表	県北部の障害者就 労支援施設(事業 所名等非公表)	一部効力停 止(6月)、新 規利用者の 受入停止・ 報酬支払額	<ul style="list-style-type: none"> ・人格尊重義務違反 ・障害福祉サービスに関 する不当行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたり、利用者に対して性的虐待行為が行われた。
7	越谷市 令和6年 ホーム ページ掲 載	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	全部効力停 止(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約締結前の体験利用分（支給決定を受けていない利用分）や別の利用者の利用分を上乗せし、不正に給付費を請求し受領した。 ・定員超過回避の目的で実際のサービス提供とは異なる日に利用したと偽って、不正に給付費を請求し受領した。また、定員超過であるにも関わらず定員超過減算を行っていなかった。 ・児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の要件を満たしていないにも関わらず、要件を満たしているものとして届出を行い、不正に給付費を請求し受領した。

※実際の事業者及び事業所名について、非公表以外は自治体ホームページ(報道発表等)を参照してください。

3. 監査による処分（全国）

〔愛知県の報道発表〕

愛知県は、6月26日付で、県所管の13事業所に対し、一部効力停止(12件)及び指定取消処分(1件)を行った。

〔処分事由〕 ※13事業所共通の事由

- ・人格尊重義務違反

事業者が利用者に対して、食材料費を過大に徴収するという法に定める人格尊重義務に違反する行為が行われた。

- ・不正請求

人員配置基準を満たしていないにも関わらず、基準を満たしているものとして基本報酬及び夜勤職員加配加算が不正に請求されていた。

〔出典：令和6年6月26日愛知県報道発表〕

〔名古屋市の報道発表〕

名古屋市は、市所管の6事業所に対し、一部効力停止(2件)及び指定取消処分(4件)を行った。

〔処分事由〕 ※事業所により異なる

人格尊重義務違反、不正請求、虚偽報告、不正の手段による指定、不正・不当

〔出典：令和6年6月26日名古屋市報道発表〕



Press Release

令和6年6月26日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

企画課長

江口 満

障害福祉課

地域生活・発達障害支援課長 羽野 英樹

(代表電話)03(3253)1111 (内線3005)

報道関係者 各位

株式会社 恵^{めぐみ}の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。

厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、いわゆる追徴制を適用することとし、本日その旨を、同社及び関係自治体に通知しました。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、同一サービス等類型内の他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができないこととなります。（指定取消処分の効力が発生する日のうち、もっとも早い日は令和6年8月31日である。）

厚生労働省においては、同社に対し、本日付で、各事業所における指定更新日までの間の障害福祉サービスの確実な提供や、利用者に対する継続的なサービスの確保等について、行政指導したところです。

また、厚生労働省としては、令和5年12月22日に同社の業務管理体制の整備についての改善勧告を行いました。正当な理由なく同社に係る措置がとられていないと認められましたので、本日、業務管理体制の整備についての改善命令を行いました。

〔出典：令和6年6月26日厚生労働省報道発表〕13

4. 令和5年度越谷市の監査実績

3 特別指導監査・監査

「一般指導監査・指導(定期実地指導)」に対し、運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるときなどは「特別指導監査・監査」を実施しております。なお、監査ではその報告等が虚偽である場合においては、サービスの指定取り消しや罰金などの強い罰則規定がある点において、指導とは大きく異なります。

令和5年度は、以下のとおり実施しました(一部継続して実施中)。

○違反・不正の疑い件数

種別	人員基準	運営基準	虐待・人格 尊重義務	不正請求	不正の手段 による指定
介護	1	0	2	1	0
障害	1	0	0	2	1
障害児	3	0	0	1	2
保育	0	0	0	5	0

令和5年度時点では、人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定についての疑い件数が多い。

○結果件数

種別	処分	改善指導	指導なし	継続中
介護	0	2	1	1
障害	0	0	1	3
障害児	0	4	0	2
保育	0	5	0	0

令和5年度に処分を行った事業所はない。(令和6年度現時点では処分事案あり。)

[R6越谷市集団指導資料(冊子)より再掲]

5. 事業所運営における留意点

監査において不正や基準違反等が確認された場合、指定の取り消しや一部又は全部効力停止などの行政処分となり、事業所運営に多大な影響を与える可能性があります。



※「知らなかった」は理由になりません。(スライド17参照)

※管理者は、運営状況について定期的に自主点検を行い、運営における基準違反等がないかを十分に確認してください。

※次ページ以降に主な処分事由を抜粋しています。

5. 事業所運営における留意点

1. 指定取消等の主な処分事由について 【障害者総合支援法第50条第1項】

- 人格尊重義務違反【第3号】 …従業者による利用者への虐待行為など
- 不正請求【第6号】 …提供していないサービスの架空請求、その他の不正な請求など
- 虚偽報告【第7号】 …監査時における虚偽答弁、虚偽資料の提出など
- 不正の手段による指定【第9号】
 - …指定申請の際に、当該事業所において常勤の従業者として勤務できない者を、常勤の従業者として申請していた（人員基準を満たしていない）など
- 法令違反【第10号】
 - …(一体的に運営している事業所で)介護保険法に基づく規定に違反したなど
- その他の不正又は著しく不当な行為【第11号】
 - …管理者が常勤で勤務しているかのように装うため実働勤務時間表を偽造した、請求に係る証拠書類（従業員の出勤簿及び給与明細）を捏造したなど

5. 事業所運営における留意点

2. 監査における処分事由の認定について

- 法令用語における「不正」や「不当」とは、具体的な法規や公序良俗に反する違反のことを意味する。
- 「故意」とは、自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行ったことを指す。
- 「過失」とは、不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を起こすかについて認識しえたにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指す。 〔出典：厚生労働省「介護保険施設等に対する監査マニュアル」〕

**「知らなかった」は理由にならない！！
「過失」であっても処分事由になり得ます。**

→ 基準条例・解釈通知・留意事項通知、厚労省や越谷市ホームページの他、関連する書籍など、しっかりと基準や要件等を確認して運営してください。

5. 事業所運営における留意点

3. 新規指定（更新）時に留意すること

- ・指定申請事項の「従事者の勤務の体制及び勤務形態」について、申請内容と異なる者を勤務させていた。

➡指定時に未確定な事項がある場合や変更が生じる場合は、その後の事実誤認を招かないよう、その都度所管課に申出て手続き方法を確認してください。

➡もちろん指定基準を満たさない職員配置になることは認められません。
指定直後において現に利用者が少ない場合でも、利用定員の9割を想定した職員配置を行ってください。

【根拠】 解釈通知第二の2(抜粋)；従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分の定員に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、**新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%**を利用者の数等とし、**新設または増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数**を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。